



憲法
1

次は、肖像権と犯罪捜査についての記述であるが、誤りはどれか。

- (1) 肖像権とは、承諾なしに自己の容貌、姿態等をみだりに撮影されたり、公表されたりしない権利をいう。
- (2) 肖像権について、憲法上、明文では規定されていないが、幸福追求権の1つとして保障されると解されている。
- (3) 公衆の面前でデモ行進をしている者について、正当な理由なくその顔写真を撮影することは許されない。
- (4) 警察官が、犯罪捜査上の必要性から写真撮影をする際、撮影する対象の中に犯人以外の第三者の容貌等が含まれることがあっても、直ちに肖像権を侵害する違憲な行為とはならない。
- (5) 将来犯罪が行われる可能性が高いと予想して、犯罪の発生が予測される場所において、捜査のためビデオ撮影・録画をすることは、一切許されない。



憲法
2

次は、憲法上保障されている被疑者や被告人の権利についての記述であるが、誤りはどれか。

- (1) 被告人は、刑事事件において、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。
- (2) 何人も、権限を有する司法官憲が発し、かつ、理由となっている犯罪を明示する令状によらなければ、いかなる場合も逮捕されない。
- (3) 憲法に定められている被疑者の権利の保障は、日本国民だけでなく外国人に対しても等しく及ぶ。
- (4) 被告人は、資格を有する弁護人を依頼することができ、被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを付す。
- (5) 被告人は、証人に対して審問する機会が与えられ、また、公費で自己のために強制的手段により証人を求める権利を有する。

憲法
3

次は、参政権についての記述であるが、誤りはどれか。

- (1) 参政権とは、国民が主権者として、代表者を選出することによって国の政治に間接的に参加する権利をいい、憲法上明文化されているのは、選挙権だけである。
- (2) 憲法15条1項の規定は、公務員の選定・罷免が国民全体の意思に根拠を有することを明らかにしているものであって、公務員の選定・罷免を全て国民による直接選挙にすべきであるとする趣旨ではない。
- (3) 選挙権を保障している憲法15条1項は、同時に被選挙権を保障するものもあると解されている。
- (4) 国会議員の被選挙権については、社会的身分や財産等によって差別してはならないが、一定の事由が認められる場合には、被選挙権を停止することが許される。
- (5) 在留外国人については、憲法上、国会議員の選挙権が保障されていない。

憲法
4

次は、条約についての記述であるが、誤りはどれか。

- (1) 条約の形式的効力は、法律より優位にある。
- (2) 条約の締結権は内閣にあるが、内閣は必ず事前に国会の承認を得ることを要する。
- (3) 条約について、参議院で衆議院と異なった議決をした場合に、法律の定めるところにより、両議院の協議会を開いても意見が一致しないとき、又は参議院が、衆議院の可決した条約を受け取った後、国会休会中の期間を除いて30日以内に議決しないときは、衆議院の議決を国会の議決とする。
- (4) 条約について、裁判所の違憲審査権の行使が可能である。
- (5) 条約の公布は、天皇の国事行為として行われる。

憲法
1

肖像権と犯罪捜査

P02

- (1) 正しい。 何人も、承諾なしに、みだりに容貌・姿態等を撮影されないなどの自由(肖像権)を有している。
- (2) 正しい。 憲法上、肖像権を正面から認めた明文の規定はない。ただし、肖像権は、国民の私生活上の自由の1つとして、幸福追求権について規定している憲法13条により保障されると解されている。
- (3) 正しい。 公衆の面前でデモ行進をしている者について、正当な理由なくその個人の容貌等を撮影することは、憲法13条の趣旨に反し、許されない(最判昭44.12.24)。
- (4) 正しい。 写真撮影の対象に、第三者の容貌等が含まれていたとしても、一定の要件の下においては違憲とならない。判例は、自動速度監視装置による撮影について、緊急に証拠を保全する必要があり、その方法も一般的に許容される限度を超えない相当なものである場合は、運転者はもちろん、同乗者の容貌を撮影することになんでも、憲法13条に違反しないとしている(最判昭61.2.14)。
- (5) 誤り。 裁判例は、交番前の歩道上に立つ電柱にビデオカメラ1台を設置して撮影した事例について、証拠保全の必要性及び緊急性があり、社会通念上相当な方法によるときは、高度の蓋然性をもって犯罪の発生が予測される場所を継続的・自動的に撮影・録画することも許されるとしている(東京高判昭63.4.1)。

憲法
2

被疑者・被告人の権利

- (1) 正しい。 枝文のとおり(憲法37条1項)。公平な裁判所とは、個々の裁判の内容が公正妥当であるということではなく、構成その他において偏頗(考え方や立場が偏っている)のおそれのない裁判所のことをいう(最判昭23.5.5)。
- (2) 誤り。 枝文の「いかなる場合も逮捕されない」という点が誤り。憲法33条には、「何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となってゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない」と規定されていることから、現行犯の場合は、令状なく逮捕したとしても、憲法に反しない。
- (3) 正しい。 憲法が定めている被疑者の権利を含む基本的人権の保障は、権利の性

質上、日本国民のみを対象としていると解されているものを除き、外国人に対しても等しく及ぶ(最判昭53.10.4)。

- (4) 正しい。 弁護人依頼権は、起訴された被告人には法律的な専門家による十分な助力が必要であるとして、身柄拘束の有無を問わず保障されている権利である(憲法37条3項)。
- (5) 正しい。 枝文のとおり(憲法37条2項)。供述は、見間違いや記憶違いにより常に真実であるとは限らないことから、被告人に尋問する機会が認められている。

【憲法で保障されている刑事被告人のみが有する権利】

憲法	権利
37条1項	公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利
37条2項前段	証人審問権
37条2項後段	証人喚問権
37条3項	弁護人依頼権
39条前段前半	廻及処罰の禁止
39条前段後半・後段	一事不再理

憲法
3

参政権

S・A40解説

1
2
3

- (1) 誤り。 参政権には、国民が主権者として、直接的に国の政治に参加する場合が含まれる。憲法上明文化されている参政権としては、選挙権(憲法15条3項)のほか、憲法改正の国民投票(憲法96条1項)、最高裁判所裁判官の国民審査(憲法79条2項)等が存在する。
- (2) 正しい。 憲法15条1項には、公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利であると規定されている。この規定は、国民主権の下において、公務員は、終局的に国民が選定・罷免する可能性を有していなければならないことを示しているが、全ての公務員について、国民によって直接選定・罷免されることまで要求しているわけではない。
- (3) 正しい。 憲法15条1項は、被選挙権者、特にその立候補の自由について直接には規定していないが、立候補の自由(被選挙権)も同項で保障される重要な基本的人権といえる(最判昭43.12.4)。
- (4) 正しい。 判例は、選挙犯罪者を一定期間、公職の選挙への関与から排除することは、不当に参政権を侵害するものではないとしている(最判昭30.2.9)。したがつ

刑事訴訟法

p.22

5

X警察署管内では強制わいせつ事件が連続発生していた。被疑者甲男を割り出し、通常逮捕状の発付を受けたが、所在は不明であった。A巡査部長は、警ら中、手配中の甲男がエンジンをかけたまま車両から降車して飲食店に入るのを認めた。A巡査部長は、逮捕状を持っていなかったことから、X警察署刑事課に電話をしていたところ、甲男はすぐに同店から出て車両に乗車して、立ち去ろうとしていた。

この場合において、A巡査部長は、甲男の身柄を拘束することができるかについて述べなさい。

POINT 逮捕状の緊急執行の意義・要件について説明し、事例を要件に当てはめて結論を導く。

逮捕状の緊急執行【事例】

- 答案構成▶ 1 結論
2 通常逮捕
3 逮捕状の緊急執行の意義
4 逮捕状の緊急執行の要件
5 逮捕状の緊急執行後の手続
6 事例の検討

答案例

1 結論

A巡査部長は、逮捕状の緊急執行により甲男の身柄を拘束することができる。

2 通常逮捕

通常逮捕は、憲法33条に基づく令状主義により、逮捕状によることとされている。司法警察職員(司法警察員及び司法巡査)は、逮捕状によって被疑者を逮捕することができる。
この場合、逮捕状を被疑者に提示しなければならない。

3 逮捕状の緊急執行の意義

逮捕状が発せられているが、逮捕状を所持していないため提示できない場合において、急速を要するときは、被疑事実の要旨及び逮捕状が発せられている旨を告げて逮捕することが

note

▶1 憲法33条
何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となってゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

▶2 刑訴法199条1項
検察官、検察事務官又は司法警察職員は、被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由があるときは、裁判官のあらかじめ発する逮捕状により、これを逮捕することができます。ただし、30万円(刑法、暴力行為等処罰に関する法律及び経済関係罰則の整備に関する法律の罪以外の罪につ

き)をいう。

4 逮捕状の緊急執行の要件

(1) 逮捕状の不所持

既に逮捕状が発せられているが、逮捕状を所持していないことをいう。

(2) 緊急性

逮捕状の緊急執行は「急速を要するとき」に限って許される。「急速を要するとき」とは、速やかに逮捕しなければ被疑者が逃走するなど、事後において逮捕する事が不可能又は著しく困難になることをいう。例えば、手配中の被疑者が自宅にいるのを確認し、前日深夜から張込みを開始した状況下において、早朝自宅を出た被疑者を逮捕状の緊急執行により逮捕した場合は、「逮捕状を取り寄せる時間的余裕が十分にあった」との判断により、要件を満たしていないと判断される可能性がある。

(3) 被疑事実の要旨の告知

被疑事実の要旨の告知は、被疑者に対し理由なく逮捕するものではないことを一応理解させる程度に告げれば足り、必ずしも要旨一切を逐一告知する必要はない。罪名を告げたのみで被疑者が被疑事実の内容を了知し得る状況にある場合は、罪名と令状が発せられていることを告げたのみで逮捕しても違法ではない。しかし、被疑者に対して逮捕状が出ている旨を告げただけで、被疑事実の要旨を告げずに逮捕する行為は、重要な形式を履践しない違法行為となる。

5 逮捕状の緊急執行後の手続

緊急執行後、令状はできる限り速やかにこれを示さなければならない。「できる限り速やかに」とは、「直ちに」あるいは「速やかに」よりも許容範囲が広い概念ではあるが、あまり緩やかに解すべきではない。被疑者の勾留は適法な逮捕手続を当然の前提とするから、遅くとも勾留請求時までには提示する必要がある。ただし、警察としては、逮捕身柄を48時間以内に検察官に送致しなければならないことから、原則として、この手持ち時間内に可能な限り逮捕状を提示すべきである。

いては、当分の間、2万円)以下の罰金、拘留又は科料に当たる罪については、被疑者が定まった住居を有しない場合又は正当な理由がなく前条の規定による出頭の求めに応じない場合に限る。

▶3 刑訴法201条1項
逮捕状により被疑者を逮捕するには、逮捕状を被疑者に示さなければならない。

▶4 刑訴法201条2項
第73条第3項の規定は、逮捕状により被疑者を逮捕する場合にこれを準用する。

▶5 刑訴法73条3項
勾引状又は勾留状を所持しないためこれを示すことができない場合において、急速を要するときは、前2項の規定にかかわらず、被告人に対し公訴事実の要旨及び令状が発せられている旨を告げて、その執行をすることができる。但し、令状は、できる限り速やかにこれを示さなければならない。

▶6 東京高判昭28.12.14

▶7 大阪高判昭36.12.11

▶8 大阪高判昭32.7.22

▶9 刑訴法203条1項
司法警察員は、逮捕状により被疑者を逮捕したとき、又は逮捕状により被疑者を受け取ったときは、直ちに犯罪事実の要旨及び弁護人を選任することができる旨を告げた上、弁解の機会を与え、留置の必要がないと思料するときは直ちにこれを釈放し、留置の必要があると思料するときは被疑者が身体を拘束された時から48時間以内に書類及び証拠物とともにこれを検察官に送致する手続をしなければならない。